主な出展規程

1・出展申込みシステムの利用

出展申込者(以下、出展者)が主催者の定める手続きを行い、出展申込(出展申込みシステムの利用、出展申込書の郵送、ファックス・Eメール送信などの手段により提出)を主催者が受領した時点で出展申込の契約成立とします。
ただし、出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと主催者が判断した場合は、出展をお断りすることがあります。

2・共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は、原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする主催者からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者にのみ行うものとします。
共同出展を行う企業・団体名は、申込時に主催者に通知してください。通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。

3・出展料金の支払い方法

主催者が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付しますので、請求書発行日の翌月末までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。出展料金を期日までに支払わない場合は、出展申込を取り消す場合があります。
なお、出展料金を含め、本展示会に関するすべての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

4・出展申込の解約

4-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更を行うこと(申込小間数の削減など)は原則として認められません。やむを得ず、申込の解約または申込内容の変更を行う場合は、その理由などを明記した文書を主催者に提出し、承諾を得たときに認められるものとします。
4-2 やむを得ず出展申込の解約、申込内容の変更を行う場合には、下記要領に従って、解約料金を申し受けるものとします。

書面による解約および変更通知を受理した日	解　約　料
出展申込契約成立の翌日以降	出展料金(消費税込合計金額)の全額

4-3 解約料金は、解約日決定後、直ちに支払うものとします。

5・主催者による出展申込契約の取り消し

5-1　主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。
5-1-1 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(以下、総称として「反社会的勢力」)と判明したとき
5-1-2 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合
5-1-3 その他、出展が著しく不相応と認められる場合
5-2　前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は主催者に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、主催者によって適切な方法で使用できるものとします。

6・出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容、出展実績、会場の構成等を勘案したうえで、主催者にて決定するものとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、出展小間位置の変更をすることがあります。

7・小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

8・出展小間の引き渡し・小間装飾

通常小間は1小間あたり9㎡(間口3m×奥行3m)とします。隣接する出展者との間に幅3m×高さ2.7mの壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。
Sサイズ小間は1小間4㎡(間口2m×奥行2m)とします。隣接する出展者との間に幅2m×高さ2.7mの壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。
上記に定めた内容以外に装飾をする場合は、別に定める装飾規程(2021年7月発表予定)に沿って小間装飾を行うものとします。

9・出展物および展示装飾に関する規制

9-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間内に設置された展示物や装飾物等について、展示会開催趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させる、または出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負わないものとします。
9-2 展示装飾について、近隣小間の出展者から苦情が出たとき、主催者が展示会を運営する立場からその装飾内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければならないものとします。また、その場合に発生する費用等は出展者が負担するものとします。

10・展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。
主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりますが、出展小間内に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

11・損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

12・展示会中止時の対応

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。
12-1 会期変更の取り扱いについて:出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。
12-2 出展料金の返金について:主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金は行わないものとします。
12-3 不可抗力について:戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

展示会開催中止を決定した日	返金の割合
2021年6月25日(金)まで	出展料金の100%
6月26日(土)～7月16日(金)まで	出展料金の80%
7月17日(土)～8月23日(月)まで	出展料金の70%
8月24日(火)・25日(水)(搬入・設営期間)	出展料金の50%
8月26日(木)(会期初日)	出展料金の30%
8月27日(金)(会期最終日・搬出期間)	返金なし

13・出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規程や装飾規程、展示会運営方法(以下、規程等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。
また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

お問い合わせ
防犯防災総合展事務局
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 (株)テレビ大阪エクスプロ内　TEL 06-6944-9915　FAX 06-6944-9912　E-mail infobbk@tvoe.co.jp